

平成 23 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名	OUGホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 谷川 正 俊
(コード番号	8041 大証第1部)
問 合 せ 先	常務執行役員 経営基盤グループ担当 中江 一 夫
(T E L	06-4804-3033)

当社連結子会社元社員による不正行為に関するお知らせ

この度、当社の連結子会社である株式会社うおいち（代表取締役社長：三輪光幸、本社：大阪市福島区、以下「うおいち」）の元社員による不正行為（架空仕入）が判明いたしました。

うおいちにおける社内調査の結果、不正行為による支出額は 203 百万円であり、本日までにこのうち 106 百万円を回収しております。

当社の子会社においてこのような事実が生じたことは誠に遺憾であり、当社株主の皆様をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

本件の判明により、平成 23 年 3 月期第 3 四半期連結決算において特別利益の計上を予定しておりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 不正行為の判明した経緯と概要

うおいちにおいて、元社員（以下「A」）から資金の不正流用を行っていたとの申告があり、これを受けて社内調査を進めたところ、次の事実が判明いたしました。

Aは在籍当時にAの部下であった元社員（以下「B」）と共謀し、Bに商品仕入を架空計上させた上で、当該架空仕入代金を特定の取引先を経由してA名義の口座に受け取る方法で資金を着服しておりました。うおいちの社内調査により判明した不正行為は平成 18 年 2 月から平成 22 年 6 月まで行われ、対象取引は 558 件、支出金額は 203 百万円であります。同社では、本日までにこのうち 106 百万円を回収し、未回収額は 96 百万円となっております。

2. 業績への影響

不正行為による支出額については、既に売上原価として費用計上したものであるため、本件における回収額 106 百万円を平成 23 年 3 月期第 3 四半期において特別利益に計上いたします。

なお、平成 22 年 5 月 14 日に公表いたしました平成 23 年 3 月期通期連結業績予想につきましては、今後の業績動向もあり、現時点では修正いたしません。

3. 連結財務諸表への影響

当該不正に関する連結財務諸表の修正としては、各期において当該不正行為により計上された仕入についてはこれを取り消し、不正行為者に対する同額の求償権及びそれに対する貸倒引当金を計上することとなりますが、仕入取り消しによる利益と貸倒引当金計上による費用が同額となるため、各年度の連結財務諸表の営業利益に対する影響はありません。このため、遡って連結財務諸表の修正は行わないこととしております。

なお、平成 23 年 3 月期第 3 四半期に回収した 106 百万円については同四半期において特別利益に計上いたします。

4. 今後の対応

(1) 元社員Aへの対応

元社員A（平成21年10月31日定年退職）については、法的措置も視野に入れながら本人からの更なる回収に努めるなど、厳正に対処して参ります。

(2) 元社員Bへの対応

元社員Bについては、平成23年1月20日をもって懲戒解雇といたしました。今後は元社員Aと同様に厳正に対処して参ります。

(3) 再発防止策

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、「グループ行動規範」を定め、これをグループ全体に周知徹底するなど、健全な企業体質の確立に向けた努力を重ねて参りました。

しかしながらこの度、このような不正行為が発生したことについて、皆様には重ねて深くお詫び申し上げますとともに、あらためて、グループ全社において社会規範、企業倫理の徹底を指示し、管理体制の強化を図り、再びこのような事態が発生することがないよう厳しく取り組んで参ります。

当該不正の対象となった取引は、当社の連結事業規模の観点から、取引全体に占める割合も僅少な極めて限定的な取引形態にて発生したものであります。当社では、業務処理統制の構築にあたり、同取引については連結売上高に占める割合が僅少であるとの判断から、他の取引と一体として捉え対処しておりました。

今後の対策として、対象取引においては他の業務処理統制から切り分けて個別の統制を追加し、さらに、統制の運用状況のモニタリングを継続的に実施して参ります。また、今回の事態を厳粛に受け止め、社員研修等を通じてグループ全役職員の遵法精神を徹底して参ります。

(4) 関係者の処分等

今回の事態を重く受け止め、本件不正行為に係る管理監督責任を明確にするため、以下のとおり責任者を処分いたします。

OUGホールディングス株式会社	代表取締役社長	月額報酬の30%減額	1ヶ月
株式会社うおいち	代表取締役社長	月額報酬の30%減額	1ヶ月

以 上